

BEPS にかかわる個別トピック

BEPS のその後

- 中国における対応、日本における対応、
日中間取引における注意点 -

March 2017



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2017 年 1 月時点で、世界 79 ヶ国に業務を展開し、18,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

BEPS にかかわる個別トピック: BEPS のその後～中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点

今回は BEPS のその後のお話です。

これまでに BEPS については、従来の 2 国間租税条約やいわゆる移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへの対応することを目的とした国際税務における新たな取組みであること、さらには、具体的な 15 の分野において、BEPS 行為の回避に必要とされる対応、実施までの期限、実施にかかわり必要とされる資源及び具体的方法等が最終報告にまとめてられていることについてみてきました。

一方で、近年、税務目的を含む国際的な情報の透明性及び交換性に対する要請が著しく高まっており、各国当局による情報交換ネットワークが整備されつつあり、これらの流れと BEPS の流れとは、密接に絡み合い、一つの大きな政治的な情勢を形成していることについても解説を行いました。

以下では、これらの流れの現状について、簡単に見てみたいと思います。

まず BEPS の流れについては、現在 BEPS 行動計画についてそれぞれ最終報告書の形としてまとめられた後、BEPS 行動計画の策定 (BEPS project) は一旦終了し、これらを実施に移行していく段階に入っています。

BEPS プロジェクト

2013 年 9 月に開催された G20 サミットにおいて、それまでに提示された 15 の BEPS 分野における行動計画を策定するための OECD を中心とした多国間共同プロジェクトであり、OECD 非加盟 G20 諸国が OECD 加盟国と対等な立場で参加する OECD 非加盟 G20 メンバー 8 カ国及び OECD 加盟申請国を含めた 46 カ国 (2016 年 6 月現在) により構成されたプロジェクトをいいます。

その後、BEPS 行動計画のそれぞれの分野について、その対応内容を具体的な形とすることにより最終報告書が作成されています。

BEPS 包括的フレームワーク

2016 年以降、BEPS は従来の行動計画策定段階から、実施段階に移行しており、これにより BEPS プロジェクトは発展的に解消し、Inclusive Framework on BEPS (包括的 BEPS フレームワーク) と呼ばれる組織体に移行しています。

このフレームワークは、それまでの BEPS プロジェクト参加国の枠組みをさらに拡大することを目的としており、BEPS の策定及び導入に関心を有する国家及び地域に対して広く参加が呼びかけられており、2017 年 2 月時点では 94 ヶ国及び地域が参加しています。

ここでは、BEPS パッケージの導入におけるモニタリング、レビューの実施において調整等の役割を果たすものとなっており、以下の内容を中心として実施がなされつつあります。

- (i) 各国における実施状況のモニタリング及びレビュー
- (ii) 継続的検討が必要とされる課題についての取組み
- (iii) 開発途上国を含む幅広い国と関係機関の協調による枠組みの構築

当面は、BEPS パッケージにおいてミニマムスタンダード (最低限遵守すべき基準) として示されている以下の 4 つの内容について、各国の導入にかかわるモニタリングを実施するものとされています。

BEPS 行動計画ミニマムスタンダード:

BEPS 5 有害税制対応

【優遇税制の審査及び情報の透明化】

有害税制の判定方法についての合意された方法による判定

有害税制についての把握及び国際間での情報の交換

BEPS 6 租税条約濫用の防止

【租税条約濫用の防止にかかわる租税条約の改正】

租税条約のタイトル・前文に、租税条約が、租税回避・脱税 (濫用を含む) を通じた二重非課税または税負担の軽減の機会を創出することを意図したものでないことを明記すること租税条約に、一般濫用防止規定として、主要目的テスト (Principal Purpose Test: PPT)、主要目的テスト及び簡易の特典制限条項 (Limitation on Benefit: LOB)、特典制限条項及び導管取引防止規定 (限定的主要目的テスト) のいずれかが規定されること

BEPS13 移転価格関連の文書化

【国別報告書の実施】

国別報告書作成にかかわる国内法制の整備及び内容についての国際間での共有及びその適切な使用

BEPS14 紛争解決メカニズムを効率化

【相互協議を効率的に運用するための措置の実施】

相互協議手続の誠実な実施と事案の適時解決のための措置

租税条約上の紛争の予防及び適時解決に資する行政手続の確保のための措置

納税者による相互協議へのアクセスを確保するための措置

次に情報交換の流れにおいても、その実施をより実効力のあるものとして進めていく段階に移行しています。

税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準

「要請に基づく情報交換（EOIR: Exchange of Information on Request）」について、以下の 3 つの基準の内 2 つ以上を満たさない国または地域、及び「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」によるピア・レビューにおいて不遵守相当とみなされた国または地域について、非協力的地域と認定し、その後の改善がなければ当該国または地域に対して G20 諸国からの防御的措置が適用されることが検討されています。

(i) 税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムが実施するピア・レビューによる評価が遵守または概ね遵守であること

(ii) 「共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）」を遅くとも 2018 年までに実施すること

(iii) 「多国間税務行政執行共助条約」への署名

非居住者の金融口座情報の自働的交換

2017 年から 2018 年を目処に税務当局間で「非居住者の金融口座情報の自働的交換」を開始することが予定されており、さらに、実質的所有者情報の透明性向上を目的として、「金融作業部会（FAT: Financial Action Task Force）」から、法人・法的取決めの「実質的所有者情報」入手及びその国際的交換に関するルール化にかかわる初期提案がなされています。

日中における対応・今後の日中間取引について

(1) 日本

BEPS 実施フェーズについては、ピア・レビュー、多国間協定への参加等日本は積極的な参加にコミットしています。

また、情報交換については、平成 27 年度に国税庁から外国当局提供した「要請に基づく情報交」の件数は 366 件、他方、外国当局から国税庁に寄せられた要請件数は 158 件、また、「自動的情報交換」については、国税庁から外国当局提供した件数が約 18 万 8 千件と外国当局から国税庁に寄せられた件数は 約 11 万 7 千件となっています。ここでも、日本が積極的な参加を行っていることが読み取れます。

(2) 中国

中国においても、BEPS 実施について、積極的な参加にコミットしています。

また、情報交換については、自動的情報交換について 2018 年までに初回交換を行うものとしています。

以上のような G20 や OECD を中心とした取り組みに加え、国際連合、IMF、世界銀行、OECD による「税に関する協働のためのプラットフォーム（The Platform for Collaboration on Tax）」という組織により、発展途上国を含めたより広い範囲での BEPS の実施等に係る税務面での協力が進められています。

このように今後は、日本及び中国だけでなく、まさに世界全体を巻き込んだ国際税務の流れが動き出そうとしてお



り、国際的な事業活動に従事する企業は、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものといえるでしょう。

最後に、これから迫りくる国際税務及び情報交換という荒波に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができれば幸甚と考えております。

以上

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufig.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn